

(※1) 旅券

- ・薬剤師名簿の登録事項（国籍等、氏名、生年月日、性別）が記載されていること。
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成のもので可）
- ・原本を持参すること（窓口で原本照合）

(※2) その他の身分を証する書類

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項（国籍等、氏名、生年月日、性別）が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・原本を持参すること（申請書に原本を添付することができない書類の場合は、窓口で原本照合）

(※3) 申請の事由を証する書類

- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項（氏名、国籍等）の変更前の内容が記載されているもの。
- ・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・原本を持参すること（申請書に原本を添付することができない書類の場合は、窓口で原本照合）
- ・変更の履歴が記載されている住民票の写し又は住民票記載事項証明書（薬剤師名簿の登録事項が記載されているもの）が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。